

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 2 ハラスメント及びび性犯罪等の防止
 具体的政策 (1) ハラスメント等の防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
52101	「男女共同参画センター」で、セクハラ、ハラスメント、マタニティハラスメント等ハラスメントの防止に向け、啓発冊子の配布や出前講座、啓発DVDの貸し出しを実施します。	1	平成18年度に発行した「職場におけるセクシュアルハラスメント防止研修」を改定し、平成20年3月に発行したハラスメント防止冊子知らないって怖い!職場のハラスメント」を使用した出前講座を実施する。	①7件 ②270人	①3件 ②114人	①3件 ②86人	①11件 ②1,024人	①12件 ②287人	A	希望する企業に対し、講師を派遣してのハラスメント講座を実施している。講義内容については好評を維持しており、更に多くの人に知ってもらいたため、広報等に取組む。	総務市民局
52102	企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するため、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施します。	2	事業主や働く人が働き方の見直しを図り、仕事と子育て、介護等との両立の一層の理解を促進するため、企業等事業者の要望に応じて講義内容をカスタマイズして講師を派遣する「出前セミナー」やワークライフバランス推進のための各種支援・助成制度、就業規則に関する必要なアドバイス等を無料で行う「アドバイザー(社会労務士)派遣(1社4回まで)」を実施し、その中で、長時間労働の抑制や年休の取得促進、子育て制度を利用しやすい、妊産婦が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行う。	37回	19回	30回	26回	27回	A	実施件数は前年度とほぼ横ばいであった。今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、広報に力を入れた。実施方法についての柔軟な対応が求められる。市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	総務市民局
52103	「北九州イクボス同盟」を中心として、企業等の経営者や管理職に対して、ハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供を実施します。	3	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。	①2回 ②2回	①2回 ②2回	①12回 ②2回	①9回 ②2回	①5回 ②2回	A	経営者・管理職の意識改革を図るための研修会等を実施するとともに、企業の取組支援や人材確保支援の旬日を図る。また、「イクボス」や「北九州イクボス同盟」の認知度向上や企業PRの充実により、同盟の拡大を図る。	総務市民局
52104	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。(再掲)	4	No.41105の再掲	No.41105の再掲						保健福祉局	
52105	「男女共同参画センター」で職場におけるセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等を念められた人権侵害に対する相談を実施します。	5	人権侵害相談や一般相談等の電話相談や面談でセクシュアルハラスメント等の相談に対応する。	①1,865件 ②102件 ③33件 ④22件 ⑤32件	①2,032件 ②84件 ③33件 ④22件 ⑤0件	①3,083件 ②140件 ③54件 ④40件 ⑤9件	①3,596件 ②189件 ③117件 ④40件 ⑤10件	①3,446件 ②90件 ③7件 ④0件 ⑤6件	A	今後も相談を継続する。相談内容に応じて、ハラスメント関係の支援部署につなぐなどの対応行う。	総務市民局
52106	市の職場におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」等を周知徹底し、各職場での研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止要綱」等に定める苦情相談窓口において、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	6	職場におけるハラスメントの未然防止のため、「ハラスメント防止ハンドブック」やハラスメントに関する研修教材を用いて、各職場において研修を実施する。	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	A	「ハラスメント防止要綱」「ハラスメント防止ハンドブック」等の周知徹底を図り、各職場においてハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントの未然防止に努める。	総務市民局
52107	経営現場におけるハラスメントを防止するため、教職員を対象にハラスメント防止研修を実施します。また、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	7	各学校において、研修用冊子「学校におけるセクハラをなくすために」等の研修資料を使用し、各種ハラスメント防止研修を実施する。また、初めて学校に勤務することになった教職員を対象とした初任者研修を、各所属において配属後すみやかに実施する。	1回	1回	1回	1回	1回	A	ハラスメント防止研修の中でハラスメント相談体制を周知し、教職員に相談の仕組みを浸透させていくことで、相談しやすい環境をつくっていく。今後、学校におけるハラスメント防止に対する共通認識を高め、教職員のモラル向上及び管理職へのハラスメント防止の意識向上を図るために、研修資料の内容を工夫していきながら、引き継ぎ各学校・園において定期的かつ継続的な研修を実施していく。	教育委員会

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止
 具体的政策 (2) 性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
52201	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図ります。	1	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図る。	①実施回数 ②受講人数	①0回 ②0名	①0回 ②0名	①0回 ②0名	①1回 ②20名	①4回 ②165名	A	継続して女性防犯セミナーを実施し、防犯意識の向上を図る。	総務市民局
52202	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」、「福岡犯罪被害者総合センター」で、性犯罪被害者やその家族・遺族に対する相談に対応します。	2	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合センター」の設置により、犯罪被害者やその家族・遺族が、直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するための相談体制を整える。		実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き、関係機関と連携しながら当該センターの円滑な運営及び周知徹底を図る。	総務市民局
52203	「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し、本市の犯罪被害者対策の総合的な推進を図ります。	3	犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、本市の犯罪被害者対策の総合的な推進を図る。		未実施	実施 (R2.11.18)	実施 (R4.3.11 面開催)	実施 (R5.3.1)	実施 (R5.11.11 面開催)	A	今後も継続して会議を開催し、関係機関と情報共有を図る。	総務市民局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援

具体的政策 (1) 若い世代における性に関する理解・尊重

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
53101	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。(再掲)	1-1	No.43302-1の再掲	No.43302-1の再掲							子ども家庭局	
		1-2	No.43302-2の再掲	No.43302-2の再掲							保健福祉局	
		1-3	No.43302-3の再掲	No.43302-3の再掲							子ども家庭局	
		1-4	No.43302-4の再掲	No.43302-4の再掲							教育委員会	
53102	学校等における適切な性教育を実施するため健康教育に関する知識を深めるための講習会を開催します。	2	年に1回、保健主事を対象とした講習会を開催する。学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれ視点より、学校での健康教育を実施するに当り、必要事項や押さえるべき内容について周知・指導を行う。加えて、健康教育に関する時事問題について、知識を深めるために、講師を招聘して、内容の周知を図る。	「心の健康～災害後の心理的被害の緩和のために～」とすべきこと～」	コロナ禍のため、保健主事講習会を画面開催とした	令和3年度はオンラインテーマド開催とした	令和4年度はオンラインテーマド開催とした	令和5年度は集合型で実施した。	A	令和5年度は集合型研修を実施し、令和6年度も同様に集合型で実施予定。学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれ視点より、学校での健康教育を実施するに当り、必要事項や押さえるべき内容について周知・指導を行う。	教育委員会	
53103	HIV/エイズ、性感染症の予防のため「レッドリボンキャンペーン」の実施など、広報・啓蒙を行います。	3	WHO(世界保健機関)が12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しているのに合わせ、本市においてもイベント等を活用し、エイズの正しい知識の普及・啓蒙や相談・検査体制の情報提供を行った。	①世界エイズデー(12月 レッドリボンキャンペーンとして、関係各所でチラシ配布。バス車体に広告看板、モノレール広告掲示板にポスター設置。 ②ウェブ広告を実施) ③NPO法人アカーとの同姓愛者向け啓発活動 ④市政だより、市ホームページなど広報媒体を活用した啓発等 ⑤ハンフレット、チラシ、啓発資料(エイズ、性感染症について)作成・配布	①実施。 ②10/19 イベント等実施。 ③実施。 ④実施。	①実施。 ②10/24 イベント等実施。 ③実施。 ④実施。	①実施 ②10/23 イベント実施。 ③実施 ④実施	①実施 ②10/29 イベント実施 ③実施 ④実施	①実施 ②10/28 イベント実施 ③実施 ④実施	A	エイズ及び梅毒などの性感染症に関する正しい知識の普及、予防啓蒙及び検査の呼びかけを行うため、エイズデーに合わせた広報活動を継続して行っていく。	保健福祉局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じて女性の健康支援
 具体的政策 (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
53201	妊娠・出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげるための電話相談事業を実施します。 また、育児不安を軽減し、家庭の養育力を高めるため、特に養育支援を必要とする家庭に、育児・家事援助を行います。	1	①妊娠・出産等に関する相談事業 ②養育支援訪問事業	①相談対応件数 ②利用世帯数	①134件 ②17世帯	①139件 ②14世帯	①134件 ②14世帯	①145件 ②15世帯	①115件 ②17世帯	A	養育支援訪問事業は、令和6年度4月からヤングケアラー支援訪問事業と統合し、子育て世帯訪問支援事業を実施している。	子ども家庭局
53202	妊娠・出産に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持促進を図るため、母子健康手帳の交付を行います。	2	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、乳幼児への影響の大きい受動喫煙のリスク等について保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティーマーグ等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。	①母子健康手帳の交付率 ②母子健康手帳の交付案内の配布	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	A	母子健康手帳の交付時の専門職による面接や情報提供等を継続して行い、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを実施する。	子ども家庭局
53203	出産・育児、子どもの成長発達に関する正しい知識や相談等について、個別相談や保健指導を実施します。	3	市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行う。	①134箇所 ②414回	①117箇所 ②135回	①129箇所 ②132回	①130箇所 ②202回	①130箇所 ②266回	①130箇所 ②266回	A	今後あらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。	子ども家庭局
53204	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、「妊婦栄養教室」や「離乳食教室」等で情報提供や相談を実施します。	4	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みを軽減を図るため、実習形式で学ぶ教室の開催及び相談を行う。	47回	21回	29回	41回	45回	45回	A	今後も事業を継続する。あらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。	子ども家庭局
53205	産後うつを早期に把握し、きめ細かに支援するため、家庭訪問など産後うつ質問票を実施します。	5	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4カ月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対応して早期に対応する。	①5,796件 ②897件	①5,474件 ②603件	①5,515件 ②550件	①5,261件 ②336件	①5,392件 ②289件	①5,392件 ②289件	A	子育ての孤立化を防止、地域での見守り体制を構築していくために、関係機関と連携し、事業の推進を図る。	子ども家庭局
53206	妊婦や乳幼児の疾病の発見及び防止を図り、健康を保持増進するため、妊婦・乳幼児の健康診査、3歳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	6-1	妊婦や乳幼児の疾病または異常の発見および防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦・乳幼児の定期的な健康診査の機会を提供する。(妊婦健康診査、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)	①96.7% ②96.4%	①96.8% ②100.4%	①99.2% ②93.9%	①98.4% ②94.3%	①99.0% ②98.7%	①99.0% ②98.7%	A	効果的効率的な健康診査受診率や、電子母子手帳アプリを活用した事業周知とともに、健診結果に応じたタイムリーな支援を行う等、事業を推進する。	子ども家庭局
53206	妊婦や乳幼児の疾病の発見及び防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦・乳幼児の健康診査を提供します。	6-2	①1歳6か月児歯科健康診査 ②3歳児歯科健康診査 ③1歳6か月児フッ化物塗布 ④3歳児フッ化物塗布 ⑤親子歯科検診 ⑥4・5歳児歯科検診 ⑦妊産婦歯科健康診査	①71.6% ②88.4% ③93.7% ④76.4% ⑤13.4% ⑥97.7% ⑦27.0%	①73.6% ②72.5% ③95.4% ④91.1% ⑤13.9% ⑥97.0% ⑦29.3%	①75.8% ②73.5% ③95.8% ④91.7% ⑤13.9% ⑥97.0% ⑦34.0%	①75.3% ②67.9% ③96.2% ④94.3% ⑤20.2% ⑥96.5% ⑦38.4%	①77.3% ②70.5% ③97.1% ④94.9% ⑤20.0% ⑥95.4% ⑦集計中	①77.3% ②70.5% ③97.1% ④94.9% ⑤20.0% ⑥95.4% ⑦集計中	A	1歳6か月児、3歳児歯科健康診査の未受診者には受診勧奨ハガキを送付する等、引き続き受診率の増加に努める。	保健福祉局
53207	母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師会が行う事業に対し、補助を実施します。	7	産科連携センター等4病院を中核とした産科連携体制を維持する。具体的には、分娩を行う病院が減少している状況に適切に対応するため、①ハイリスク分娩を行う病院群、②通常分娩を行う病院・診療所群、③妊婦検診までを行う病院・診療所群、④妊婦検診のみを行う病院・診療所群として役割分担する連携体制を構築、維持していく。 ※ハイリスク分娩等を支援する基幹病院群は以下のとおり。 ○総合周産期母子医療センター 2か所(市立医療センター、産産医科大宇病院) ○地域周産期母子医療センター 2か所(国立病院機構小倉医療センター、JCHO九州病院)	①周産期母子医療センター4病院を中核とした産科連携体制の維持 ②全国に不足が生じている産科・小児科の医師確保のため、市医師会が行う事業に対する補助の実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も引き続き周産期医療体制を維持するため、市医師会等関係者との連携を行うとともに、医師確保として一定の成果を上げていく事業への補助を実施する。	保健福祉局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
53208	不妊に悩む夫婦に対して、特定不妊治療費の助成及び不妊に関する専門相談を実施します。	8	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないよう、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。	① 助成件数 ② 不妊の専門相談件数	① 実479件 延714件 ② 76件	① 実439件 延670件 ② 66件	① 実761件 延1,355件 ② 55件	① 実298件 延352件 ② 57件	① - ② 53件	A 令和4年度4月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、費用助成の制度は終了。不妊の専門相談窓口は引き続き実施する。	子ども家庭局
53209	母親が安心して出産できるよう、「総合周産期母子医療センター」でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。	9	総合周産期母子医療センターにて、24時間体制でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供する。 市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者の優先的な受け入れを実施する。 市内の産科医療機関の実状に合わせてローリスク分娩も受け入れていく。 24時間体制で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要とする新生児に対しての専門的な医療を提供する。	① 分娩件数 ② 帝王切開率 ③ 母体・胎児集中治療室延患者数 ④ 新生児集中治療室延患者数	① 450件 ② 80.09% ③ 1,463 ④ 2,476人	① 351件 ② 51.09% ③ 1,110 ④ 1,993人	① 429件 ② 44.3% ③ 1,089 ④ 1,167人	① 398件 ② 49% ③ 2,420 ④ 1,167人	① 340件 ② 64.7% ③ 1,216 ④ 2,479人	B 市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者の優先的な受け入れを実施する。 市内の産科医療機関の実状に合わせてローリスク分娩も受け入れていく。 24時間体制で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要とする新生児に対しての専門的な医療を提供する。	保健福祉局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じて女性の健康支援

具体的政策 (3) 生涯を通じて女性の健康の保持・増進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
53301	「男女共同参画センター」で更年期など性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	1	心と身体の健康を家族や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座・参加延べ人数 ① ムーブ(リプロ)講座・三館連携 ② ディスモシ(セミナー・三館連携) ③ レディースやはた(セミナー・三館連携)	① 3講座 162人 ② 2講座 198人 ③ 6講座 635人	① 2講座 71人 ② 5講座 241人 ③ 3講座 43人	① 5講座 186人 ② - ③ -	① 5講座 201人 ② - ③ -	① 5講座 274人 ② - ③ -	A ①「いまだきママのリブセッション」に産前産後ケアやリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講義などを取り入れ、生涯を通じて女性の健康支援講座として実施。他に、ヨガなどの健康講座、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、満足度は高い水準を維持している。今後も引き続き、女性の心と身体の健康維持を推進する。今後とも引き続き、技術・技術の習得の機会を提供する。 ②③レディースもじやびしディスタやまたは令和3年3月で閉館となり、生涯学習センター分館となったため、該当事業は終了となった。	総務市民局
53302	女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見・早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。	2	各種がん検診や基本(若者)健診等の受診促進を図り、がんや生活習慣病などの疾病の予防、早期発見、早期治療を推進する。	■実施検診受診者数 ① 子宮頸がん検診(20歳以上) ② 乳がん検診(40歳以上) ③ 基本(若者)健診 その他各種がん検診 ■実施検診受診者数 ① 子宮頸がん検診(20歳以上) ② 乳がん検診(40歳以上) ③ 基本(若者)健診 その他各種がん検診 ■実施検診受診者数 ① 子宮頸がん検診(20歳以上) ② 乳がん検診(40歳以上) ③ 基本(若者)健診 その他各種がん検診 ■実施検診受診者数 ① 子宮頸がん検診(20歳以上) ② 乳がん検診(40歳以上) ③ 基本(若者)健診 その他各種がん検診	■実施検診受診者数 ① 25,369人 ② 14,265人 ③ 1,013人 その他各種がん検診	■実施検診受診者数 ① 23,789人 ② 11,321人 ③ 3,814人 その他各種がん検診	■実施検診受診者数 ① 25,711人 ② 14,125人 ③ 1,057人 その他各種がん検診	■実施検診受診者数 ① 25,934人 ② 14,585人 ③ 1,382人 その他各種がん検診	■実施検診受診者数 ① 25,112人 ② 14,585人 ③ 1,382人 その他各種がん検診	B 電話・インターネットによる集団検診予約、無料クーポン配布による受診機会の確保や、市販より及びチラシなどによる広報を行った。引き続き、受診率向上や未受診者の掘り起こしに向け、効果的な広報について取り組んでいく。	保健福祉局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
53303	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	3-1	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット作成やホームページ運営等の情報発信を行うほか、講演会や相談会等の開催および介護予防教室を実施する。	①講演会や出張講座の件数 ②介護予防教室実施回数 ③健康づくり推進員活動件数	①333件 ②396回 ③7,541件	①336回 ②3,682件	①48件 ②336回 ③7210件	①81回 ②395回 ③8,303件	①85回 ②396回 ③8,303件	B	今後も継続して実施することで、介護予防に取り組みがきっかけ(フレイル予防の啓発)や機会を提供する。また、介護予防や健康づくりへの関心が低い方にも情報が届くよう、ほかの事業や地域と連携しながら引き続き情報発信に努める。	保健福祉局
		3-2	40歳から64歳の市民を対象に、生活習慣病の予防及び寛きり等の介護を要する状態となること、その健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康維持・増進に資することを目的に壮年期以降に罹患しやすい疾病の予防等のために指導及び教育を行う。	①健康教育実施回数 ②参加延べ人数	①1,912回 ②14,933人	①1,369回 ②7,129人	①1,307回 ②4,898人	①1,387回 ②8,066人	①1,375回 ②7,969人	A	肥満、高血圧、オーラルヘルスなどの健康課題に対し、地域でGO!GO!健康づくりを基盤とした健康学習を実施し、リーディングの向上を図る。	保健福祉局
	3-3	①食生活相談 生活習慣病予防などの食事について、自由に相談できる場として各区役所にて個別相談を開催する。 ②減塩普及講習会 生活習慣病予防を目的に、食塩摂取の現状や減塩の方法について学ぶ講習会を各市民センターにて開催する。(R2～:講習会方式または個別説明方式にて実施)	①実施回数、参加者数 ②実施回数、参加者数	①90回、212人 ②120回、3990人	①99回、165人 ②講習会、82回、946人 ③個別説明方式、199回、199人	①49回、57人 ②講習会、68回、710人	①49回、94人 ②講習会、90回、1,355人	①54回、77人 ②90回、1,357人	A	生活習慣病予防の食生活の重要性についての普及啓発、行動変容促進に努める。 地域に根差した事業展開により、食を通じた健康づくりの推進を効果的に進める。	保健福祉局	
	3-4	①65歳以上を対象に、「食べること」を通じて低栄養状態を予防するための、講話や個別相談、実習形式の講座を開催し、正しい知識と技術の普及啓発を図る。 ②食生活改善推進員が地域高齢者宅を訪問し、食に関する状況確認、助言を行い低栄養予防の普及啓発を図る。	①元気で長生き食卓相談 ②おいしく食べよう元気もりもり教室 ③シニア料理教室 ④栄養士事業 ⑤食生活改善推進員などによる訪問事業	①63回 2,676人 ②195回 9,924人 ③95回 4,689人 ④19回 2,006人 ⑤43回 261人	①37回 127人 ②70回 963人 ③17回 293人 ④15回 412人 ⑤44回 264人	①43回 145人 ②75回 1,597人 ③20回 328人 ④14回 412人 ⑤44回 264人	①83回 2,111人 ②138回 3,795人 ③91回 5,724人 ④8回 194人 ⑤44回 264人	①119回 376人 ②169回 3,795人 ③91回 5,724人 ④8回 194人 ⑤44回 264人	B	高齢者を対象に、低栄養予防お着生活改善に関する事業を行い、行動変容につながるよう引き続き支援を行っていく。	保健福祉局	
	3-5	40歳から64歳の市民を対象に家庭における健康管理が継続できるために、心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な生活習慣の維持・増進のために保健師や栄養士等が必要な助言、指導を実施する。	①健康相談回数 ②参加延べ人数	①5,244回 ②20,222人	①2,885回 ②5,407人	①3,371回 ②5,891人	①3,920回 ②8,311人	①4,326回 ②11,923人	A	市民センター等の身近な場所で健康相談の実施を継続する。特に、高血圧、肥満、女性の健康について重点課題として健康相談を実施する。	保健福祉局	
	3-6	市民センターを拠点として、市民が主体となった地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業をまちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により実施する。	実施まちづくり協議会 団体数	129団体	132団体	133団体	137団体	A	地域の健康課題に沿った取り組みを実施する。	保健福祉局		
	3-7	生涯を通じた健康づくりのために、専門職による健康相談の実施や健康学習の支援、運動器・口腔機能等の向上の取組をする。65歳以上を対象とする。	①健康相談回数 ②健康相談受診者数 ③お口を元気にする出前講演回数 ④お口を元気にする出前講演受診者数 ⑤健口ストレッチ講座回数 ⑥健口ストレッチ講座受診者数	①16回 ②948人 ③10回 ④319人 ⑤183回 ⑥5,621人	①0回 ②0人 ③4回 ④90人 ⑤45回 ⑥737人	①2回 ②31人 ③7回 ④155人 ⑤161回 ⑥1,371人	①3回 ②83人 ③5回 ④99人 ⑤140回 ⑥3,748人	①16回 ②173人 ③8回 ④95人 ⑤140回 ⑥3,748人	B	高齢者の口腔機能低下を防止、フレイル予防につなげるため、引き続き専門職による健康相談・健康教育を実施していく。	保健福祉局	
	3-8	・受診促進の取組 ・受診後の適切なフォロー体制の充実	①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率(特定保健指導実施率は常に政令市の上位に位置していると同様に、特定保健指導非対象者への保健指導等、健診後のフォロー体制を充実させている。)	①34.2% ②25.4%	①33.5% ②18.9%	①34.2% ②19.3%	①35.2% ②20.2%	①集計中 ②集計中	A	特定健診受診率は新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下したものの徐々に増加しているが、最も受診率の高かったH30年度まで戻っていない。特定保健指導も同様である。特に受診率の低い若い世代への受診勧奨を進める。また特定保健指導実施率については、ITの活用等を通して実施率の向上を図る。 ※実施内容①②については令和6年11月にご確認	保健福祉局	

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
53303	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	3-9	①歯周病(歯周疾患)検診の実施 ②歯周病セルフチェックシートや、糖尿病予防、歯周病予防に関する啓発活動の実施 リーフレットを配布するなど、歯周病予防に関する啓発活動の実施	①5.5% ②2,000枚	①5.6% ②2,000枚	①5.6% ②(配り切りのためR3は配布なし)	①6.0% ②(R4配布がないが、市HP等にてリーフレットを掲載している)	①5.6% ②20,000枚	A	歯周病検診の対象者を若年層に拡大するとともに、歯周病と糖尿病等の生活習慣病との関連等について、引き続き普及啓発に取り組み。	保健福祉局
53304	健康・体力づくりのためのスポーツイベントの開催や、日頃運動をする機会が少ない女性を対象とした体験教室開催等、健康増進や体力向上を図ります。	4	スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、スポーツイベント等を開催するとともに、市民の各スポーツ施設の活用を促進する。このことにより、健康増進や体力向上を図る。	①14,931人 ②67競技 計30,139人 ※男女計延べ人数	①4,928人 ②41競技 計14,816人 ※男女計延べ人数	①262人 ②34競技 計18,064人 ※男女計延べ人数	①1,867人 ②60競技 計23,525人 ※男女計延べ人数	①2,639人 ②62競技 計26,048人 ※男女計延べ人数	B	①「誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を推進するために、生涯スポーツの普及・振興など、幅広く展開していく。また、地域住民が自主的にスポーツの場や機会を創出するよう、様々な団体と連携し取り組みを実施に努める。 ②スポーツ・レクリエーションの普及・振興、市民の豊かなスポーツライフの形成、定着を図るために、スポーツ振興計画で目標として掲げている「スポーツ実施率65%以上」を実現できるような関係団体と連携し、実施に取り組み。	都市ブランド創造局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援
 具体的政策 (1) 高齢者、障害者、ひとり親、外国人の女性等が安心して暮らせるための相談の実施

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
54101	高齢者や障害のある人に関わりやすい総合相談システムを構築します。	1	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービス(地域包括支援センター)を中心とした総合相談体制の構築	①18,748件 ②51,283件 ③136,469件 ④206,500件	①16,831件 ②42,950件 ③155,548件 ④215,329件	①17,914件 ②45,951件 ③152,177件 ④216,042件	①18,441件 ②47,316件 ③156,725件 ④222,482件	①17,864件 ②46,125件 ③154,710件 ④218,699件	B	複合的な問題(認知症、精神疾患、8050問題等)が重なりつつある。適切な支援を行うため、関係機関との連携強化を図るとともに、地域ケア会議や研修を充実させ、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る。また、引き続き「まちかど介護相談室」を活用し、土・日・祝日の相談体制を維持し、ヤングケアラーやダブルケア等の問題に対応する。	保健福祉局
54102	高齢者の相談に効いて、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。	2	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等と連携して対応する。	①32,435件 ②57,032件 ③10,802件 ④1,934件 ⑤1,615件 ⑥668件 ※重複あり	①32,822件 ②56,470件 ③10,624件 ④1,798件 ⑤1,388件 ⑥676件 ※重複あり	①33,382件 ②60,121件 ③11,420件 ④2,214件 ⑤1,097件 ⑥646件 ※重複あり	①37,429件 ②58,766件 ③10,805件 ④2,370件 ⑤788件 ⑥1,007件 ※重複あり	①24,859件 ②54,732件 ③10,394件 ④1,935件 ⑤1,058件 ⑥887件	B	地域包括支援センターは「地域包括ケアシステム」の核として様々な関係機関と連携している。特に虐待等迅速な対応については、方針決定や処遇など迅速な判断が必要となるため、さらなる連携の強化に努める。	保健福祉局
54103	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。	3	ひとり親家庭や専業主婦の生活上の悩みや相談を受けたり、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。その他各種研修会や催し等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指す。	10,446人	9,059人	9,899人	10,245人	10,201人	A	周知を徹底し、より多くの継続的な利用者の確保及び、新規利用者への周知・利用促進を行う。	子ども家庭局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
54104	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口や、日常生活への悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等への理察促進 ③交流や講座等を通じた国際理解・多文化共生への理察促進	4	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のとおり実施する。 ①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活への悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等への理察促進 ③交流や講座等を通じた国際理解・多文化共生への理察促進	①無料入国・在留・国籍手続相談会の開催(県行政書士会との共催) ②無料法律相談会の開催(県弁護士会北九州部会との共催) ③無料心理カウンセリングの開催(臨床心理士) ④日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置(相談件数) ※窓口設置場所:小倉西区コムシティ、小倉北区役所 ⑤行政・医療通訳の個別派遣(通訳件数) ⑥外国人支援関係機関連絡会の開催 ⑦国際交流員等の小学校や市民センター等への派遣 ⑧国際理解教育講座、外国人市民等を講師として、小・中学校や市民センターに派遣	①63件 ②13件 ③5件 ④1,395件 ⑤195件 ⑥2回 ⑦10件 ⑧実施	①38件 ②10件 ③0件 ④1,201件 ⑤148件 ⑥2回 ⑦4件 ⑧実施	①44件 ②13件 ③3件 ④1,120件 ⑤191件 ⑥2回 ⑦3件 ⑧実施	①37件 ②15件 ③2件 ④1,140件 ⑤206件 ⑥2回 ⑦5回 ⑧実施	①54件 ②16件 ③0件 ④860件 ⑤170件 ⑥2回 ⑦5件 ⑧実施	B	外国人市民が生活する上での情報提供や相談に多言語で一元的に対応する窓口である「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を中心に行政書士会、弁護士会などによる専門家相談、行政及び医療通訳等を実施することで、外国人市民が暮らしやすい環境整備を行っている。令和5年度は、電話やメール、対面での対応を実施したほか、多面的かつ継続的な支援を必要とする相談に対しては、社会福祉士の資格と外国人支援に関する知識・経験を持つ「多文化ワンストップワーカー」が関係機関と連携し、相談者に寄り添った最期のなフォローを実施した。 今後も引き続き、きめ細やかな対応によって事業を推進していくとともに、令和6年度は、ワンストップインフォメーションのある八幡西区・小倉北区以外の区役所でも北九州国際交流協会の相談窓口を知ってもらったため、他区役所等でのオンライン相談を検討する。	政策局
54105	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。(再掲)	5	No.51203の再掲	No.51203の再掲							保健福祉局	
54106	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を行うことにより、福祉に関する相談を関係機関につなぎます。安心感の向上を図ります。	6	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぎます。安心感の向上を図ります。	1,848世帯 消防団員による訪問世帯数	-	-	-	-	1,702世帯	A	当該事業を継続して実施し、引き続き高齢者の安全・安心の向上を図る。	子ども家庭局 消防局

柱 V	女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現
-----	----------------------------

施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

具体的政策 (2) 多様な性のあり方への理解の促進

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名		
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度	
54201	性的少数者の生き方を後押しするため、パートナーシップ宣誓した当事者に対し、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。	1	「パートナーシップ宣誓制度」の運用	パートナーシップ宣誓書受領証の交付件数 (※R1.7.1.制度導入)	8件	①令和2年11月1日から令和3年1月31日 ②CROSS Mラジオを各2回放送 ③2本のラジオを各2回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦—	①令和2年11月2日から令和3年1月31日 ②CROSS Mラジオを各2回放送 ③2本のラジオを各2回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦—	①令和3年11月1日から令和4年1月30日 ②CROSS Mラジオを各2回放送 ③2本のラジオを各2回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦—	①令和4年11月1日から令和5年2月4日 ②CROSS Mラジオを各2回放送 ③2本のラジオを各2回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦—	13件	A	引き続き、パートナーシップ宣誓制度を運用していくとともに、同制度の周知に努めていく。	保健福祉局
54202	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等により、性的指向・性的自認を理由とする差別・偏見に関する啓発活動に取り組みます。	2-1	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送や人権に関する講演会等の啓発事業に取り組む。【R3～】	①令和元 年10月21 日から令 和2年3月 8日 ②CROSS Mラジオ、 KBCラン ジオ ③2本の ラジオを 各4回放 送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦— ⑧You Tube に公開 ⑨その他啓 発【R3～】	①令和2 年11月2 日から令 和3年1月 31日 ②CROSS Mラジオ を各2回 放送 ③2本の ラジオを 各2回放 送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦—	①令和3 年11月1 日から令 和4年1月 30日 ②CROSS Mラジオ を各2回 放送 ③2本の ラジオを 各2回放 送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦—	①令和4 年11月1 日から令 和5年2月 4日 ②CROSS Mラジオ を各2回 放送 ③2本の ラジオを 各2回放 送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦—	10件	①令和5 年11月1 日から令 和6年2月 4日 ②CROSS Mラジオ を各2回 放送 ③2本の ラジオを 各2回放 送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施 ⑦—	A	ラジオ番組の制作にあたっては、今後も、「性的指向・性的自認」をテーマにしたラジオを継続して採用していく。 また、「明日への伝言板」特設ホームページにアーカイブ機能を設け、ラジオを公開するとともに、放送されたラジオ番組をYouTubeで配信し、啓発の推進を図る。 また、「性的指向・性的自認」について、人権週間行事や各種広報紙、視覚教材を用いた啓発により、市民の理解促進を図る。	保健福祉局	

《資料》

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成14年3月28日条例第16号

改正 平成14年6月24日条例第54号

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊重及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその

他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（人権侵害行為の禁止）

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアルハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境

を害することをいう。) その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第10条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

(相談)

第11条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(国際的な協力のための措置)

第13条 市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

(市民及び民間の団体に対する支援)

第14条 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画センター)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 北九州市男女共同参画審議会

第17条 市に北九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 (平成14年北九州市条例第16号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(任期の特例)

付 則 (平成14年北九州市条例第54号)

この条例は、平成14年6月24日から施行する。

第12期北九州市男女共同参画審議会委員名簿

(任期:~令和8年3月31日)

	氏名	所属等	
1	いとう こうすけ 伊藤 幸祐	福岡県警察本部 生活安全部 人身安全対策課 管理官	
2	おおこうち てつこ 大河内 哲子	北九州市女性団体連絡会議 会長	
3	おおぶち あきひろ 大淵 晶博	市民委員	
4	わたなべ きょうこ 渡辺 恭子	北九州市医師会理事	
5	さとむら つとむ 里村 勉	北九州商工会議所事務局長	
6	しもだ やすな 下田 泰奈	北九州市立大学 地域戦略研究所 特任研究員	
7	たまい としお 玉井 利生	日鉄ケミカル&マテリアル労働組合 組合長	
8	たまる のりこ 田丸 陞子	北九州市立大蔵中学校 校長	
9	なむら ともみ 名村 知美	株式会社安川電機 総務・リスクマネジメント本部 総務部	
10	のより ともこ 野依 智子	福岡女子大学 国際文理学部 教授	
11	はまにし ななこ 濱西 菜々子	市民委員	
12	ひろしげ じゅんり 廣重 純理	弁護士	
13	ふるいち よしひろ 古市 嘉寛	福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課長	
14	ますお みえこ 榊尾 美栄子	北九州市立男女共同参画センター 所長	
15	やすこうち けいこ 安河内 恵子	九州工業大学 名誉教授	
16	ゆあさ はるみち 湯浅 隼道	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 教授	
17	よこやま たかひろ 横山 隆宏	日本放送協会北九州放送局 コンテンツセンター長	

(50音順、令和6年8月時点)

